

マイ・リサイクル店認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に積極的に取り組む小売店に対して、舞鶴市ごみ減量・リサイクル推進店（以下「マイ・リサイクル店」という。）の認定を行い、かつ、これを広報することにより、廃棄物の減量化の推進を図るマイ・リサイクル店認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 マイ・リサイクル店の認定の対象となる小売店は、舞鶴市内に店舗を有し、舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第19号）第12条の規定に基づく次の項目のうち、3項目以上を実施する小売店とする。

- (1) 簡易包装を推進する。
- (2) 買い物袋持参運動を実施する。
- (3) 空缶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (4) 空瓶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (5) 牛乳パックの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (6) ペットボトルの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (7) トレーの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (8) 廃電池の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (9) その他再生資源の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (10) 製品等の修理・リフォーム等を実施する。
- (11) リサイクル用品を積極的に販売する。
- (12) 業務上発生する資源ごみをリサイクルする。
- (13) リサイクル用品を積極的に利用する。
- (14) 市民に対し、ごみの減量化及び再生利用の呼びかけをする。
- (15) その他創意工夫によるごみの減量化を実施する。

(認定申請等)

第3条 マイ・リサイクル店の認定を受けようとする小売店は、マイ・リサイクル店認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容等を審査の上、適当と認めるときは、マイ・リサイクル店として認定し、マイ・リサイクル店認定書（様式第2号）及び表示物を交付するものとする。

(変更届)

第4条 認定を受けたマイ・リサイクル店（以下「認定店」という。）は、その名称、所在地、代表者、取り組む事項等に変更が生じたときは、マイ・リサイクル店変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(認定店の責務)

第5条 認定店は、第3条第2項の交付を受けた表示物を見やすい場所に掲示し、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 認定店は、毎年3月末日までに活動状況等に係る実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(シンボルマークの使用等)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために、シンボルマークを定め、これを認定店が実施する第2条の事業に使用させることができる。ただし、認定店以外の小売店に転貸等はいできない。

2 市長は、認定店が広く市民に周知されるように広報活動を行うものとする。

(認定の取消等)

第7条 市長は、認定店が第2条の事業を実施しない場合又は第5条第2項の報告が認定店として不適当と認めた場合は、認定を取り消すことができる。

2 認定店が、認定を辞退しようとするときは、マイ・リサイクル店認定辞退届(様式第5号)を市長に提出し、第3条により交付を受けた認定書及び表示物を返却するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定による平成7年度の認定店に係る有効期間は、同項の規定にかかわらず、平成8年度の末日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年度の認定店に係る有効期間は、平成13年度の末日までとする。